相談支援専門員の要件となる実務経験

- <u>下記の①~④のうち、どれかに該当する者</u>
 ※ A~Eの期間が重複する場合は、何れかの期間のみを算定します。
- ① Aの期間が通算して3年以上ある者
- ② Bの期間とCの期間が通算して5年以上
- ③ Dの期間が通算して10年以上である者
- ④ Bの期間とCの期間とDの期間が通算して3年以上かつEの期間が5年以上ある者

業務の		期間とCの期間とDの期間が通算して3年以上かつEの期間が5年以上ある者 従事内容	実務経験年数	
本切り配四			大伤性歌牛奴	
相談支援の業務※Ⅰ	Α	平成18年10月1日に現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神 障害者地域生活支援センターの従事者である者で、平成18年9月30日までに 相談支援の業務 に従事した期間	通算3年以上	
		次のアから力までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間		
	В	ア 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる業務	通算5年以上	
		´ o 従事者		
		月童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所の従業者		
		ウ 障害者支援施設※1、障害児入所施設、老人福祉施設※2、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施 ウ 設、介護老人保健施設の従業者※3の従業者		
		病院若しくは診療所の従業者(①社会福祉主事任用資格者、②Eの国家資格を有する者、③上記アからウに掲げる従業者である期間が1年以上の者に限る)。		
		オ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務 の従事者		
		カ 特別支援学校その他これらに準ずる機関※4において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及 び進路相談の業務の従事者		
介護等の業務※Ⅱ	I 障害者支援施設、老人福祉施設※2、介護老人保健施設※3、病院又は診療所の病室であって、療養病床に係			
		Ⅱ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業※5及びこれらに準じる事業※6の		
	I	Ⅲ 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者 Ⅰ		
	С	上記 I ~皿に掲げる施設において、下記1~4の資格を有して 介護等の業務 に従事した期間		
		1 社会福祉主事任用資格を有する者		
		一 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者(3科目主事)		
		二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者		
		三 社会福祉士 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 五 その他同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの		
		(一) 精神保健福祉士 (二) 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目 を修めて、大学院への入学を認められた者		
		2 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者		
		3 保育士		
		4 児童指導員任用資格者		
		一 学校教育法の規定による大学の社会福祉学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(卒業証書、学位記等により確認)		
		二 小学校・中学校・高等学校のいずれかの教諭の免許状取得者		
		三 厚生労働大臣指定の児童指導員養成校を卒業した者 四 児童福祉事業での実務経験者(高等部以上卒業者で2年以上の実務経験)		
		5、精神障害者社会復帰指導員(精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号の いずれかに該当)		
		- 大学で心理学、教育学の課程を修めて卒業した者。または心理学、教育学の課程で優秀な成績で単位を修得したこ		
		とにより、大学院へ入学を認められた者		
		二 大学で社会福祉に関する科目を修めて卒業した者。または社会福祉に関する科目を修めて大学院へ入学を認められた者		
		三 高校または中等教育学校を卒業した者などで、2年以上精神保健福祉に関する業務に従事した者		
	D	上記 I ~Ⅲに掲げる施設において、Cの1~5の資格に該当せず 介護等の業務 にあたった者	通算10年以上	
国		国家資格(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、企業を担け、実際に対し、対象に対象に対し、対象に対象に対し、対象に対し、対象に対象に対象に対し、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対		
家資格該当者				
			業務に従事し た期間が通算	
		以上ある者	して3年以上	

○業務の範囲

I 相談支援の業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

Ⅱ 介護等の業務

身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排泄、食事その他の介護を 行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練や職業教育等の業務

〇従事内容

※1「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設及び旧法施設が該当します。

※2「老人福祉施設」とは、老人福祉法第5条の3に基づく老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターが該当します。

※3「介護老人保健施設」とは、介護保険法第8条第27項に規定する、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、介護保険法の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいいます。

※4「これらに準ずる機関」とは、特別支援学級を想定しています。

※5「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第10条の4第1項第1号の措置に係る者又は介護保険法の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業又は介護保険法第115の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業であつて厚生労働省令で定めるものをいいます。

※6「これらに準じる事業」とは、(1)老人福祉法第5条の2第1項に規定する「老人居宅生活支援事業」のうち、①老人デイサービス事業、②老人短期入所事業、③小規模多機能型居宅介護事業、④認知症対応型老人共同生活援助事業及び⑤複合型サービス福祉事業及び(2)老人福祉法第29条第1項に規定する「有料老人ホーム」において、介護保険法の特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスを提供する事業をいいます。

〇厚生労働省資料等

- 1 ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。
- 2 公的な補助金または委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものと考える。(H18.8.24 主管課長会議資料)
- 3 公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援業務の従業者について、次の要件をいずれも満たす場合に、上記Bのアに準ずる事業の従事者として、相談支援専門員の要件として実務経験を満たすこととする。
 - ・当該者が従事する事業所が、指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。
 - ・当該事業所の長が「当該者が当該事業所において、相談支援業務に5年以上従事した経験を有する」旨を証明し、かつ、「相談支援業務に5年以上従事していることが客観的に分かる資料」があること。 (平成23年10月26日事務連絡)
- 4 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23 サビ管Q&Aを準用)
- 5 実務経験となる障害児関連施設として、児童相談所の他に、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児(者)通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。(H18.11.2 Q&A)
- 6 相談支援専門員の実務経験について、相談支援専門員として配置される時点で満たしていればよく、研修受講時に満たしている必要はない。(H18.8.24 主管課長会議資料)
- 7 社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。(H18.8.24 主管課長会議資料)
 - 8 相談支援専門員の要件となる実務経験等について
 - 県の担当者は、1年180日以上×5年でないといけないと言うが、通算で5年以上900日以上を満たしていれば良いはずなので、180日従事していない年があっても要件を満たすと考えるが、いかがか。
 - (答) お見込みのとおり。(H25.2.22 相談支援関係Q&A問15)
- 9 保健所において「保健師」として30年勤務し、その間、通算10年以上精神保健相談業務に従事していた場合、その間の年数を実務経験と見なしてよいのか。
 - (答) お見込みのとおり。なお、保健所については、診療所に準じたものと考えるほか、行政機関として児童相談所、更生相談所などに準じたものとも考えられる。(H25.2.22 相談支援関係Q&A問16)
- 10 居宅介護支援事業所において相談支援の業務に従事していた期間は対象となるか。
 - (答)居宅介護支援事業所も対象に含まれる。また、地域包括支援センターも対象と考えられ、当該センターにおいて相談支援の業務に従事した期間が対象となる。(H25.2.22 相談支援関係Q&A問17)